1. 計画の位置づけ

(1) 計画の目的

都市計画の基本的な方針を定めるもの。

法定の都市計画マスタープランには次の2つがあり、本計画は「市町村の都市計画 に関する基本的な方針」を指します。

マスタープランの種類	根拠法	概要	作成機関
都市計画区域の整備・開発	都市計画法	都市計画区域や複数の都市計画区	都道府県
及び保全の方針	第6条の2	域を対象とし、都市計画の目標、	
(区域マスタープラン)		区域区分の有無、主要な都市計画	
		の決定方針等を定めるもの。	
市町村の都市計画に関する	都市計画法	市町村の区域を対象とし、より地	市町村
基本的な方針	第 18 条の 2	域に密着した見地から、その創意	
(市町村マスタープラン)		工夫の下に、市町村の定める都市	
		計画の方針を定めるもの。	

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、上位計画の「第 11 次倉吉総合計画【後期基本計画】」や県が定める「倉吉都市計画区域マスタープラン」に即し、関連計画の「中心市街地活性化基本計画」等と整合を図りながら、概ね 20 年後の都市の将来像を示す計画となります。

(2) 計画の位置づけ

上位計画に即して策定し、個別の都市計画の指針となる

計画の位置づけは以下のとおりとなります。

整

合

上位計画

倉吉市が定めるもの

第 11 次倉吉市総合計画 【後期基本計画】 鳥取県が定めるもの

倉吉都市計画区域マスタープラン(鳥取県) (都市計画区域の整備・開発及び保全の方針)

██即する

関連計画

- 〇人口ビジョン
- 〇まち・ひと・しごと 創生総合戦略
- 〇倉吉市中心市街地 活性化基本計画
- 〇倉吉市景観計画
- 〇倉吉駅周辺

まちづくり構想 等

即する

倉吉都市計画マスタープラン

(市町村の

都市計画に関する基本的な方針)

住民意向把握

- 〇既存アンケート
- 〇パブリック・コメント など

関係機関との調整

- 〇鳥取県
- 〇庁内関係各課
- 〇都市計画審議会など

議会への報告

■即する

個別の都市計画

- ・地域地区
- ・市街地開発事業
- ・都市施設
- ・地区計画 など

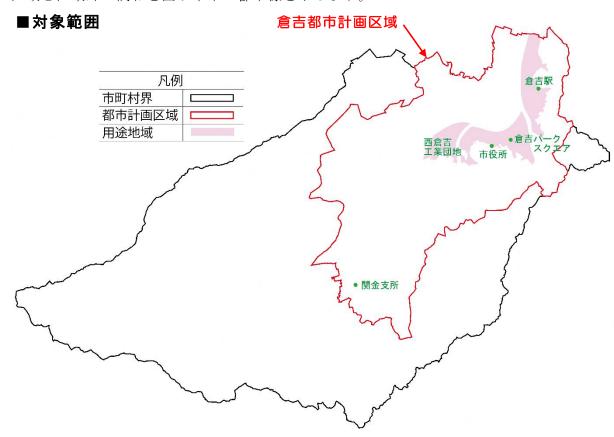
2. 計画の対象と構成

(1) 対象範囲

対象範囲は倉吉市全域

「都市計画マスタープラン」は、都市計画の指針であり、都市計画区域を基本とするものですが、本計画においては、市域の一体的かつ総合的なまちづくりを推進するため、都市計画区域外を含む市域全域を計画対象とします。

また、倉吉市総合計画では「自然・住居・産業がバランスよく調和した土地利用を 進める」ことを目標に定めており、本計画においても、これを踏まえながら都市計画 区域と区域外の調和を図り本市の都市像を示します。



(2) 目標年次

目標年次は平成47年度(2035年度)

「都市計画マスタープラン」は概ね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、その基本方針を示すものです。

このため、国勢調査年度である平成 27 年度 (2015 年度) を基準とし、目標年次を 20 年後の平成 47 年度 (2035 年度) とします。また、必要に応じて見直します。

